

# 世界

## 国際標準化戦略の理想型は？

ジェトロ海外調査部国際経済課 安田 啓

「国際標準」と聞いて国際標準化機構(ISO)の国際規格を思い浮かべる読者も多いだろう。確かに ISO は2万を超える規格を制定・運営する代表的な国際標準だ。しかし今日、民間基準の台頭などもあって、国際標準化の流れは多様化している。公的な国際規格への対応にとどまらない、国際標準化活動の課題とは。

### 公的規格にとどまらない国際標準化

「非関税障壁」とは、関税以外の貿易コスト要因の総称だ。国ごとに異なる製品規格・基準への対応は非関税障壁の代表例といえる。1995年発効のWTO協定は、この障壁をなくすべく、各国に対しISOなど国際標準化機関の認定する国際規格への準拠を促した。これにより、ISOや国際電気標準会議(IEC)などが定める国際規格は影響力を強め、企業にとっては、自社技術が国際規格を獲得することがグローバル市場での成功への第一歩と目されるようになった<sup>注</sup>。その結果、主要国は90年代後半から国際標準化戦略を強化し始めた。ISO/IECなどの公的な国際規格を従来推進してきた欧州だけでなく、標準は市場競争に基づいて形成されるとの考えが伝統的に根強い米国でも、現在は国際標準化機関での標準作りを重要視している。

日本の国際標準化戦略も、国際標準化機関における活動に主眼が置かれている。中核文書である14年の「標準化官民戦略」を見ても、日本企業自らがISO/IECの国際規格の原案を策定することや、国際標準化の審議への対応に必要な知識を短期間で習得する研修プログラムの整備などが具体策として挙げられている。

しかし、国際標準化機関が定める公的規格は今日の国際標準化の潮流の一部にすぎない。その理由として第1に、2000年前後から民間団体が独自に定める認証基準(プライベート・スタンダード)が農水産物・

食品を中心に増加していることが挙げられる。97年に欧州の小売業界から出発して今日世界118カ国で活用される農産物の基準「グローバルGAP」をはじめとする業界中心の取り組みはその一例だ。他にも英ユニリーバと環境保全団体WWF(世界自然保護基金)が主体となって97年に立ち上げた、水産物を対象とした認証ラベル「MSC認証」(写真)などその数は600を超え、影響力を増している。



第2に、国際標準化機関が定める国際規格が必ずしもWTOが想定した役割を果たせていないことだ。例えば非接触型ICカードは、オランダ・フィリップス主導の規格と米モトローラの規格が、それぞれ国際規格に認定されている。SUICAに代表される日本のFelica方式カードもまた、認定分野は異なるものの国際規格を取得している。競合する市場に複数の国際規格が並存する事態(マルチ・スタンダード化)がハイテク分野を中心に常態化し、規格の取れんにより非関税障壁をなくすというWTOの理念から逆行する。

第3に、1社または複数企業のグループが採用する独自技術が、市場競争を経てデファクト(事実上)の国際標準となる例もあることである。

日本の国際標準化戦略では、ISO/IECの各作業部会で影響力の大きい「国際幹事」の引受数を欧米並みに引き上げることと、国際規格の提案件数を増やすことが重視されてきた。国際標準化機関における活動に偏重した戦略では、上記に指摘した国際標準化の今日的トレンドに十分対応できない可能性がある。

### 日本の課題は

標準化活動の本来の目的は国際標準化機関での国の地位向上ではなく、企業のビジネスの成功に資するこ

とである。この観点から、以下では日本の標準化戦略において長期的な対応が求められる課題を三つ挙げる。

**分野にとられない取り組み**：さまざまな規制領域に関わる標準化については、産業や領域に制約されない分野横断的な取り組みが求められる。国内規格の代表例である JIS（日本工業規格）は経済産業省が所管し、対象は工業製品および鉱業分野に限られる。国土交通省、厚生労働省などとも協力し合うが、「体系的な整理がされておらず、類似の規格が分野ごとにある」と指摘される。技術革新が進み、「医療」と「情報」といった、従来接点の少なかった異分野間での調整が必要になる局面が増え、標準化における分野横断的な協力が一層求められている。

**国内認証機関の強化・統合**：認証機関は、製品やシステムなどが国際規格や国内規格に適合しているかを審査・評価し、証明書を発行する機関。現在、SGS（スイス）、ビューロベリタス（フランス）、テュフ（ドイツ）、UL（米国）などが、規模・実績ともに圧倒的な存在感を誇る。日本企業も多くの場合、海外向けの認証については欧米の認証機関に発注しているのが現状だ。日本には日本品質保証機構（JQA）、電気安全環境研究所（JET）、日本海事協会（NK）といった認証機関があるが、資金、人員、窓口の数など、世界的に見れば小規模である。これら国内認証機関を強化し、日本企業にとって使い勝手をよくする取り組みが模索されている。

企業は認証を取得する際、設計図、品質検査結果を含む膨大な書類を提出する。評価を行う専門家は、当該認証機関設置国の企業出身者という場合が多く、情報の管理という面からも海外の認証機関の利用に関しては懸念の声も聞かれる。さらに、消費者やバイヤーからのクレームへの対応作業を考慮しても、国内認証機関を活用する利点は十分にある。日本の認証機関の規模拡大については長い準備期間を要する上、所管する領域が異なることもあって現実的ではないという見方が強い。しかし長期的に見れば、主要認証機関の統合によってオール・ジャパンの体制を整備することは、日本の産業競争力強化に役立つといえるのではないかと。

**標準化リテラシーの底上げ**：人材育成の強化に関しては政府の「標準化官民戦略」にも掲げられ、国際標準化機関における日本のプレゼンス向上に力点が置かれる。欧米の専門家と対等に交渉し、日本企業のニーズに即

した規格の形成を導く力を持つ人材は欠かせない。だが、そうした「交渉術」を身に付けるべき人材の数は限られる。むしろ企業側は、標準化と知的財産権、標準化と独占禁止法（競争法）など、標準化の基本的な枠組みを理解した各分野の専門家を増やすべきだろう。

今日の標準化活動では知的財産権分野の知識は不可欠だ。規格の高度化が進んだ結果、一つの国際規格に1,000件を超える必須特許（当該規格の構成に不可欠の特許）が組み込まれることもある。技術を公開する「標準化」と、クローズする「特許」とは、本来は性質の異なる概念だが、特許を理解せずに標準化を進めることはできない。

独占禁止法もまた、標準化との関連が強い分野である。規格の提案・審議プロセスでは、関連事業者の標準化活動への参加を制限する行為、競合する規格の開発を実質的に排除する行為など、市場競争を実質的に制限する恐れのある行為が含まれる場合がある。企業にはこれら両分野の専門性を有する人材が必要となる。

## WTO を調整の場に

プライベート・スタンダードの台頭や国際規格のマルチ化といった国際標準の多角化の流れは、WTO協定の理想から乖離する。他方、プライベート・スタンダードは、より高い品質を目指すという点が消費者保護の立場からは歓迎される場合もあり、ISOも民間基準との情報交換を進めている。国際規格のマルチ化も、地域性や多様性を考慮した結果とも捉えられよう。だが国際標準の多角化の流れは、場合によって新たな貿易障壁を形成しかねないにもかかわらず、WTOの専門委員会では用語の定義など初歩的な検討にとどまり、その影響を十分検証できていない。

多国間で調整を図るべき標準化の課題に関しては、参加国数においても実績においても、WTOが最も適した対処の場であるのが現状だ。WTOは貿易自由化交渉の場としての影響力低下が指摘されて久しい。だが、貿易上の諸課題に対応する実務的な価値を失ってはいない。日本としても、その積極的な活用を後押しすべきだろう。

JA

注：本誌2015年9月号 p.30、10月号 p.66、11月号 p.84、16年3月号 p.70短期連載「ルールを創る～標準化競争に挑む①～④」参照。